

図表：県内における特区・地域制度一覧

	観光地形成促進地域	情報通信産業振興地域		産業高度化・産業確信促進地域	国際物流拠点産業集積地域	経済金融活性化特別地区
			情報通信産業特別地区			
目指す姿	世界に誇れる「沖縄観光ブランド」を確立し、世界的にも広く認知され、評価される観光リゾート地の形成	アジアにおける国際情報通信拠点「ITブリッジ」として我が国とアジアの架け橋となる		製品開発や技術の向上及び地域資源の活用による新事業創出に取り組む企業の支援等による産業振興	物流機能を活用した新たなビジネスを活用する臨空・臨港型企業の集積	地域特性を生かした多様な産業の集積促進、雇用創出による、北部圏域の産業振興や沖縄の均衡ある発展、経済金融の活性化
対象地域	県内全域	右の特区地域に加えて、宜野湾市、宮古島市、石垣市、糸満市、沖縄市、本部町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、金武町、恩納村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、南城市、八重瀬町、豊見城市	那覇市、浦添市、うるま市、宜野座村、名護市	県内全域	糸満市、豊見城市、那覇市、浦添市、宜野湾市、うるま市の一部、沖縄市の一部	名護市
対象業種	スポーツ、レクリエーション施設、教育文化施設、休養施設、集会施設、販売施設 ※それぞれに適用要件あり	情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く)の製造業、電気通信業、映画、放送番組等の制作の事業、放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、情報通信技術利用事業	データセンター、インターネットサービスプロバイダ、インターネット・エクスチェンジ、バックアップセンター、セキュリティデータセンター、情報通信機器相互接続検証事業	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、デザイン業、機会設計業、経営コンサルタント業、エンジニアリング業、自然科学研究所、特定のアップセンター、セキュリティ電気業、商品検査業、計量証明業、研究開発支援検査分析業、機械修理業(融資のみ)、非破壊検査業(融資のみ)	製造業、倉庫業、こん包業、特定の無店舗小売業、特定の機械等修理業、航空機整備業、道路貨物運送業(※)、卸売業(※)、特定の不動産賃貸業(※)(※は所得控除の対象外)	金融関連産業、情報通信関連産業、宿泊業、娯楽業、農業・水産養殖業、製造業、自然科学研究所、法律事務所、特許事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、経営コンサルタント業
法人税	所得控除	-	-	○	-	○
	投資税額控除	○	○	○	○	○
	特別償却	-	-	-	○	○
エンジェル税制	-	-	-	-	-	○
投資税控除又は特別償却の対象	機械及び装置 建物及びその附属設備 建築物	機械及び装置 器具及び装備 建物及びその附属設備 建築物	機械及び装置 器具及び装備 建物及びその附属設備 建築物	機械及び装置 器具及び装備 建物及びその附属設備	機械及び装置 建物及びその附属設備	機械及び装置 器具及び装備 建物及びその附属設備
※政令、省令で限定あり						
地方税	事業税	○	○	○	○	○
	不動産取得税	○	○	○	○	○
	固定資産税	○	○	○	○	○
	事業所税	○(那覇市のみ)	○(那覇市のみ)	○(那覇市のみ)	○(那覇市のみ)	○(那覇市のみ)
県の担当課	観光振興課	情報産業振興課		企業立地推進課	国際物流商業課 企業立地推進課	

※地方税のうち、事業所は地方税附則第33条に基づく。それ以外は、市町村の条例に基づく。市町村が減免した場合、地方交付税により補填される。

※法人税の特別措置(所得控除、投資税額控除、特別償却)は、各年度毎に選択制。